

社会福祉法人プロップ・ステーション  
役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的及び意義)

第一条 この規定は、社会福祉法人プロップ・ステーション(以下「当法人」という。)の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第二条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ② 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③ 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- ④ 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑤ 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費等の旅費(宿泊費含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第三条 役員等の報酬は、定款に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第四条 当法人の求めによって役員等が出張する場合、役員は費用として旅費の請求ができる。

2 上記費用は実費額を原則とし、請求の際は証拠書類の提示を行う。提示が困難な場合にはその旅程等を明らかにする書面を提示することとする。

(公表)

第五条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第六条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第七条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は平成29年 6 月 28 日より施行する。